

近江八幡市総務部市史編纂室 烏野 茂治

はじめに

近畿圏は、全史料協のなかで関東部会について地域部会である近畿部会が設置された地域で、年6回程の例会活動のほか、会員有志によって古文書研究会・公文書研究会という2つのテーマ研究会が運営されている。このような活動は、会員個人の力量によって支えられている部分が多い。全国大会に毎回のように参加している会員も多く、他地域の会員の方々に「近畿は熱心だ」といわれることもしばしばである。彼らは各地方自治体で専門性の高い業務（おもに歴史資料の整理・保存業務）を担うべく、つまり「専門職」として採用された人たちである。しかし、その採用方法は非常勤嘱託など不安定な身分の場合がほとんどである。

近畿圏の各自治体で歴史資料の整理・保存業務の第一線を支えている彼らの問題について語られることはこれまで少なかった。全国大会で近畿部会の会員から、ときとしてそのような現状を含んだ内容の発言はあったが、他地域の人達には具体的なイメージが湧かないせいか、問題として扱われるようなことはなかった。

今回、大会企画委員会から近畿圏、特に市町村における史料保存担当者の現状について話をしてほしいとの依頼を受けた。一会員である私が近畿全般の問題を総括できるわけもなく、話の方向性を決めるのに正直苦慮したが、客観的なデータの提示と、自分自身が自治体史編さん室で6年間嘱託をした経験から感じた問題点をあげることを近畿圏における専門職の現状と位置付け、そこから問題提議を試みることにした。

1 近畿部会の活動に参加する人たち

ここでは、まず近畿部会個人会員および、2つのテーマ研究会参加者における正規採用職員（以下、「正職」と）と非常勤嘱託員（以下「非常勤」）の比率と、例会・テーマ研究会における

「非常勤」の報告状況という2つのデータを提示する。

近畿部会の会員は平成14年5月時点で、機関会員34機関、個人会員は71人である【表1】。個人会員のうち、「正職」は47人、「非常勤」22人（不明2人）である。これを、府県、市町村、その他に分けて比較すると、府県に所属する個人会員は11人中「正職」9人、「非常勤」2人、市町村では36人中「正職」22人、「非常勤」14人（その他22人、保存科学関係や歴史研究者、学生など。うち「非常勤」は6人）となり、個人会員における「非常勤」の60%強が市町村の史料保存機関に所属していることがわかる。「正職」と「非常勤」の比率も、府県よりも市町村のほうが、占有率が高い（「正職」：「非常勤」 府県8:2、市町村6:4）。

これを所属別でみると、自治体史編さん室は16人中8人、文書館・公文書館は9人中4人、博物館は12人中2人、文化財保護関係部署は8人中2人が「非常勤」であることがわかる。

比率を見ると、自治体史編さん室や文書館・公文書館で「非常勤」の比率が高いが、近畿にある文書館・公文書館はそのほとんどが機関会員であり、「非常勤」の所属する機関であるのに対し、自治体史編さん室で「非常勤」の所属する機関が機関会員のところは半数以下である。

この傾向は、古文書研究会の会員外参加者により強く見られる。

近畿部会のテーマ研究会は会員以外にも、郵送費を負担すれば研究会の案内を送るシステムをとっている。今回、両研究会の世話役の方に名簿の閲覧をお願いし、同様の表を作成した。古文書研究会では送付先48人中「正職」14人、「非常勤」28人（不明6人）で、そのうち府県の3人中「正職」は2人で「非常勤」は1人、市町村では26人中「正職」が9人で「非常勤」17人になる（その他13人中「正職」以外は10

人いるが大半は学生である)【表2】。所属別では自治体史編さん室が16人で一番多く、以下学術研究者12人、文化財保護関係部署7人、博物館6人と続き、文書館・公文書館関係者は0である。自治体史編さん室関係者は「正職」が5人、「非常勤」が12人で、うち市町村所属は11人になる。

同じテーマ研究会でも、公文書研究会は取り扱う対象からか会員外の参加は「正職」が多い(28人中「正職」20人、「非常勤」6人、不明2人)【表3】。ただ、「非常勤」は市町村所属に偏り、その内訳は自治体史編さん室3人、博物館2人、文化財保護関係部署1人となる。

また、「非常勤」は例会・研究会の参加だけでなく、報告をしている場合が多い【表4】。例会は近畿部会発足の平成5年度より平成13年度まで61回開催されているが、うち10回で「非常勤」が報告している。近世古文書研究会は60回中23回、公文書研究会は発足した平成10年より20回中2回「非常勤」が報告している。報告内容についても、書評的なものもあるが各事業の実務事例報告や事業計画・方針に関わるものも多い。その報告内容や報告者の所属をみると自治体史編さん室が多い。

以上のことより考察すると、冒頭に述べた「専門職」の「非常勤」によって事業をすすめている機関は自治体史編さん室である傾向が強いといえる。では、なぜ自治体史編さん室では、「専門職」を「非常勤」によって、事業運営をしようとするのであろうか。ひとつに考えられるのは、自治体史編さん事業は記念事業的な傾向が強く、有期限事業の場合が多いため、その間だけ必要な人材を確保する手段として「非常勤」で対応しようとする判断である。そのような形で採用されるひとたちは、おおむね大学で日本史を専攻した大学もしくは大学院を出た若い人たちが多い。

2 自治体史編さん事業と史料保存をつなぐひと

自治体史において「非常勤」に課せられる業務は、本編の編集・校正などもあるが、おもに

近世地方文書を中心とした自治体史執筆に必要な資料の調査・整理である。これを、編さん委員・事務局と調整しながら(「非常勤」は事務局の一員であるが、近畿の場合、「正職」＝一般行政職員→事務担当、「非常勤」→専門業務担当と分かれることが多いため右のような表現をとった)、①刊行計画→②調査・整理→③刊行→④普及啓発という自治体史編さん事業のサイクルのなかでおこなわなければならないが、資料調査に許される時間はおもに②調査・整理に限られる。「非常勤」はこの間に方針を立て、資料調査をおこない執筆をする委員に成果を提供せねばならない。彼らは、その文書群全体を把握し、自治体史に利用・掲載に値するような候補を選択する能力はもちろん有する。

一方、自治体史編さん室がその文書群を悉皆的に調査する行政の一部署であることや、現在にもある、自治体史編纂事業をおこなうこと自体が史料保存運動に直結するという考えから、編纂事業に史料保存業務を期待する向きは強い。よって、地域での調査の中心となる「非常勤」には、調査をおこなうさいに、原史料の保存と今後の利用の検討も課せられる。その場合、彼らに方針は立てることは出来るであろう。しかし、物理的な状況(編さん期間と対象資料点数→近畿圏では、1自治体が調査対象とする民間所蔵文書が数万点になるところは数多くある)を考えると、将来的な展望を持たなければ保存とそれに伴う利用を前提にした調査は難しいが、本来の編さん業務に付加される資料保存業務に、行政の意思決定システムに関わることのできない「非常勤」にその対応・調整は難しい。

公文書調査の場合、なおその傾向は強い。近現代史編などを編さんするうえで、自治体が作成する行政文書はきわめて利用価値が高いが、自治体史編さん室が広汎に利用する編さん事業に必要な資料＝歴史研究に必要な資料が、自治体において廃棄対象文書を評価・選別し、歴史資料として残す公文書とイコールではない。そのためは、事業の根拠法を示し、文書管理部署など関連部署との調整・折衝などをおこなわねばならない。ただ先述のとおり、「非常勤」

は意思決定システムに関わることは出来ないで、なによりもまず、直属の上司や職員に動いてもらえるよう説得せねばならない。

「非常勤」がそこまで責任を持たなくてもよいのではと見る向きもあろう。しかし、自治体史編さん事業という行政的には特殊な委託事業のなかで、自治体における史料保存の重要性を認識し、それを運動ではなく職務として位置づけようという意識のある人間は、現場にかかわる「非常勤」にはほかないのである。未だ、文書館・公文書館が数えるほどしかなく、地域史料や公文書の利用者ゆえ、自治体史編さん室がその保存利用大して意識の高い近畿圏では、その業務を担う「非常勤」の責任感が史料保存をささげているといっても過言ではなかろう。

おわりに

近畿における「専門職」として働く「非常勤」の現状と、それに伴う問題について以上のように述べてきた。これが、近畿のみの事例か、全国的にも同様の状況があるのかは把握できていない。ただ、全史料協として、自らの歴史のなかに、不安定な身分ながら専門的知識を有し史料保存を支えている人たちがいることを美談ではなく問題として意識してほしいと思う。なぜなら、「非常勤」を経験してきた私としては、個別組織における採用の問題というよりは、自治体史編纂事業をおこなうことを安易に史料保存運動に直結させたことによりできたはずみであると感じるからである。

課題としては、彼らの身分保証についてとなるが、この点については自分自身の立場や利害

などから、正直具体的な提案は難しい。ただ、今回、せっかく専門職問題委員会といっしょに報告する機会をいただいたのであるから、一個人会員として意見を述べることで課題にかえたい。

私自身は全史料協が専門職問題委員会を設置し、史料保存・利用の専門職の資格制度化を検討するのは決して悪いことではないと考える。その資格が、不安定な「非常勤」の身分保証を助けるアイテムになるのではと思うからである。ただ、その資格所得手段について、大学のカリキュラムに組み込まれるのみであっては、不安定な身分ながら全史料協の活動、あるいは日本の史料保存を支えてきた現場の人達をないがしろにするように感じる。専門職を志すものだけでなく、現場の経験者に対しても資格を得ることができるような形を模索していただきたい。

更に望むべくは、彼らの知見・経験も大事にし、資格制度化の検討課題に活かしてほしい。具体的には、古文書整理・保存科学の専門的知識もさることながら、史料保存、特に公文書にかかわる法制度や、事業の経営論・運営論的な知識も有した人材を育成してほしい。なぜなら、採用する側（恐らく大半は地方自治体）は専門職採用で求めているのは、即戦力の能力を持つ人材だからである。

拙い報告であったが、出来る限り現実的な素材を提示したつもりである。もし、これをきっかけに組織を支えるひとの問題について議論が深まれば幸いである。

※当日の報告にあたり、報告の内容を若干変更し、資料を追加いたしました。

【表1】個人会員

分 類	府 県		市町村		その他		不明	計
	正職	嘱託など	正職	嘱託など	正職	嘱託など		
自治体史編さん室	0	0	8	7	0	1	0	16
文書館・公文書館	2	2	0	2	3	0	0	9
図書館	2	0	1	0	1	0	0	4
博物館	3	0	6	2	1	0	0	12
文書管理部署	0	0	1	0	1	2	0	4
保存科学関係	0	0	0	0	2	0	0	2
文化財保護関係部署	0	0	5	1	1	1	0	8
学術研究者	0	0	0	0	6	1	0	7
その他	2	0	1	2	1	1	2	9
計	9	2	22	14	16	6	2	71

※『記録と史料』No.5～No.12、「近畿部会この1年」より

【表2】近世古文書研究会参加者

分 類	府 県		市町村		その他		不明	計
	正職	嘱託など	正職	嘱託など	正職	嘱託など		
自治体史編さん室	0	1	4	11	0	0	0	16
文書館・公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
図書館	0	0	0	0	2	0	0	2
博物館	0	0	4	2	0	0	0	6
文書管理部署	0	0	0	0	0	0	0	0
保存科学関係	0	0	0	0	0	0	0	0
文化財保護関係部署	1	0	1	4	0	0	1	7
学術研究者	1	0	0	0	1	10	0	12
その他	0	0	0	0	0	0	5	5
計	2	1	9	17	3	10	6	48

※近世古文書研究会案内発送名簿より（H12.5発送先確認作業まで）

【表3】公文書研究会参加者

分 類	府 県		市町村		その他		不明	計
	正職	嘱託など	正職	嘱託など	正職	嘱託など		
自治体史編さん室	0	0	6	3	0	0	1	10
文書館・公文書館	1	0	3	0	0	0	0	4
図書館	0	0	0	0	0	0	0	0
博物館	0	0	0	2	0	0	0	2
文書管理部署	1	0	2	0	0	0	0	3
保存科学関係	0	0	0	0	0	0	0	0
文化財保護関係部署	0	0	1	1	0	0	1	3
学術研究者	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	5	0	0	6
計	3	0	12	6	5	0	2	28

※公文書研究会案内発送名簿より（第22回公文書研究会（H14.6.14）案内発送分まで）

【表4】近畿部会の例会・研究会活動について

年	例 会		近世古文書研究会		公文書研究会	
	回数	報告テーマ	回数	報告テーマ	回数	報告テーマ
平成5 (1993)	8(1)	発足記念講演、アンケート調査報告、近代行政文書の保存、海外の公文書館制度、歴史資料のマイクロ化、地域史料館での史料保存、行政文書の管理と選別、学術研究機関内史料館での歴史資料の保存と利用	7(3)	研究会のあり方、自治体史編さんと史料保存、古文書調査とパソコン利用Ⅰ・Ⅱ、古文書調査と写真撮影Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
平成6 (1994)	9(0)	文書館施設見学、市町村文書館相当施設の事業紹介、テーマ研究会の活動報告、学術研究機関内図書館における歴史資料の収集・公開、市町村での行政文書の管理と選別、市町村レベルでの地域史料保存の取り組み(関東部会との交流会)、文書管理と情報公開、大学史編さんと歴史資料、自治体史編さんと地域資料館(歴史資料の調査・保存・利用)	9(3)	資料調査報告書書評、文書館施設での資料のくん蒸、古文書調査とパソコン利用Ⅲ、文書目録の作成についてⅠ・Ⅱ・Ⅲ、古文書の修復Ⅰ・Ⅱ、県立文書館がおこなう地域資料所在確認調査		
平成7 (1995)	7(2)	文化財保護行政と史料保存、写真資料の保存と活用Ⅰ、市町村における文書管理と情報公開及び評価選別について、阪神・淡路大震災と自治体、史料公開と人権問題、災害と史料保存、行政文書の評価と選別、地域史料の保存と博物館との連携	8(3)	古文書の修復Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、史料の利用と公開Ⅰ、Ⅱ・Ⅲ、地域史料の保存と文書館Ⅰ・Ⅱ		
平成8 (1996)	7(0)	行政文書の保存、写真資料の利用Ⅱ、地域文書館のあり方、資料保存利用機関と人権問題、資料保存利用機関における古文書の修復、自治体史と地域史料	7(4)	地域史料と文書館Ⅲ・Ⅳ、自治体史編さんと文書目録作成業務、学術研究機関と地域史料Ⅰ・Ⅱ、古文書整理用具の検討Ⅰ・Ⅱ		
平成9 (1997)	7(1)	海外の公文書館紹介、小規模文書群取施設での保存と活用、行政文書の公開と個人情報、震災と史料保存(これからの防災)、自治体史編さんと史料保存、史料公開と人権問題	4(2)	調査会スタイルでの地域史料の調査方法についてⅠ・Ⅱ、古文書整理用具の検討Ⅲ、近世文書のさまざまな調査法		
平成10 (1998)	6(1)	地域図書館での史料収集、県立博物館での歴史資料情報供給化について、紙資料の保存、自治体史編さん事業と資料保存、地震災害と記録資料、編さん事業と人権問題	7(3)	小規模文書群取施設での史料保存、府県がおこなう古文書調査、県立文書館がおこなう地域資料所在確認調査、都道府県ごとの連絡協議会設立経緯と活動Ⅰ・Ⅱ、調査会スタイルでの地域史料の調査方法についてⅢ、古文書周辺資料の調査法Ⅰ・Ⅱ、古文書修復業務について	5(0)	公文書の保存と情報公開Ⅰ・Ⅱ、講演「情報公開と公文書館制度」をめぐってⅠ・Ⅱ、市町村における行政文書の評価選別
平成11 (1999)	6(1)	個人伝来文書について、企業史料の収集と利用、公害問題史料整理の取り組みと課題、人権資料の利用、近代資料の保存と活用、自治体史編さん事業における資料調査とデータ管理	5(0)	博物館的調査法の提唱、古文書周辺資料の調査法Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、インターネットによる資料情報公開の問題点について	6(0)	情報公開と公文書館、府県・政令指定都市での公文書の管理Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ
平成12 (2000)	6(2)	公文書館をめぐる新しい法制度の枠組、自治体史編さん事業について、人権資料の保存・活用とネットワーク、学術研究機関における歴史資料の管理と公開、資料の保存と管理(企業史料協と合同)、近畿における公文書の管理と保存の現状	6(2)	目録作成論、古文書の撮影(デジタルとアナログ)、学術研究機関における歴史資料の管理と公開、自治体史編さん事業での史料調査法、史料保存と利用・活用、県立文書館での史料の段階的整理	5(1)	府県・政令指定都市での公文書の管理Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ、これまでの活動について、近畿における公文書の管理と保存の現状
平成13 (2001)	6(2)	公文書等のライフサイクルについて(国)、震災資料調査事業、地域史料の所在と保存、史料公開と人権問題、自治体史編さんと地域史料、学術研究機関の取蔵史料の整理	5(2)	目録作成論(近代文書)、国際基準ISAD(G)、史料公開と人権問題、地域内異業務館との連携、自治体史編さん事業での資料整理	4(1)	小規模自治体の文書管理、市町村における公文書管理の現状、阪神・淡路大震災と公文書、公文書館施設見学

※回数の()内は嘱託が報告した回数

※下線のある報告テーマは報告者が非常勤嘱託

※太字は例会とテーマ研究会の合同企画